

東京桜橋外語学院
学生寮規程

(趣旨)

第1条 この規程は、東京桜橋外語学院学則（令和8年10月1日制定。）第25条の規定に基づき、東京桜橋外語学院学生寮（以下「学生寮」という。）に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 学生寮は、学生の生活の安定と福利の増進を図るとともに、協同生活のうちに、互いに教養を高め学校生活の充実に寄与することを目的とする。

(入退寮)

第3条 学生寮の入寮資格を有するものは、東京桜橋外語学院の学生とする。

第4条 新入生は、6か月の入居資格を有し、入学願書とともに学校に提出して、許可を受けなければならない。ただし、校長の許可があれば、延長が可能とする。

第5条 退寮希望者は、理由を付し、退寮願を提出して、許可を受けなければならない。

第6条 卒業、退学、休学又はほかの学校に転学した者は、直ちに退寮するものとする。ただし、休学については、やむを得ない理由がある場合、別途考慮する。

第7条 寮生が寮内の秩序を乱した場合、又は寄宿料の滞納、病気その他の理由により寮生活に不相当と認められた場合は、退寮させる。

(寄宿料)

第8条 入寮者は、翌月の寄宿料を毎月20日まで納入しなければならない。

第9条 寄宿料は、入寮当月から退寮当月までの分を納入するものとする。

第10条 既納の寄宿料は、還付しない。

第11条 寮生が私生活のために使用する光熱水料等の経費は、寮生の負担とする。

附 則

この規程は、令和8年10月1日から施行する。

学費免除規程

第1条（目的）

本規程は、特別の事由がある場合、学費の全部または一部を減免することにより、教育機会の均等を図ることを目的とする。

第2条（適用対象）

本規程の適用対象は、本校に在籍する生徒であり、学業に真摯に取り組み、かつ次のいずれかに該当する者とする。

- ・災害、事故、病気その他やむを得ない事情により学費の納付が困難な者
- ・学業成績または出席状況が特に優秀であり、校長が奨励の必要があると認めた者
- ・その他、校長が特に認めた者

第3条（減免の内容）

学費の減免は、状況に応じて学費の「全額免除」「半額免除」または「一部免除」とする。具体的な金額および期間は、校長の決裁によるものとする。

第4条（申請手続）

減免を希望する者は、所定の「学費減免申請書」に必要事項を記入の上、必要書類を添付して、指定された期日までに提出しなければならない。必要書類には、成績証明書、出席率証明書、収入証明書、その他本校が求める資料を含む。

第5条（審査および決定）

提出された申請書類を基に審査を行う。減免の可否およびその内容は、校長が最終的に決定する。

第6条（減免の取り消し）

次の各号のいずれかに該当する場合は、減免の決定を取り消すことができる。

- ・虚偽の申請を行った場合
- ・学業成績または出席状況が著しく不良となった場合
- ・その他、減免の趣旨に反する行為があったと認められる場合

第7条（附則）

本規程は、令和8年10月1日より施行する。

東京桜橋外語学院 学校規則細則

(目的)

第1条 この細則は、東京桜橋外語学院学校規則(以下「学則」という。)第26条の規定に基づき、学則の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。なお、この細則で本校とは、東京桜橋外語学院学校のことをいう。

(出席、遅刻、早退)

第2条 学則第17条に定める出席率は、下記の規定を適応するものとする。

1) その授業を担当する教員は、毎時間の開始時に必ず出席確認を行う。確認した出席は、そのまま公式な記録として、証明書や報告書に記載する。

2) 授業開始時に出席しておらず、しかし、授業開始から10分以内に出席した場合とする。授業開始10分以降に出席しても、その授業は欠席したものとして記録する。

3) 授業開始後35分後から授業終了時までの間に退席した場合を「早退」とする。授業開始後35分より前に退席した場合は、その授業は欠席したものとして記録する。

4) 「遅刻」と「早退」は、3回行ったら、1回の欠席として記録する。

5) 以下のような事をした時、その時間は欠席として記録する。

1. 授業中に許可なく教室の外に出たとき
2. 授業中に参加する態度が見られなかったとき
3. 授業の進行を妨害したり、ほかの生徒の学習を妨害したとき
4. 教員の指示に従わなかったとき